

奈良県告示第七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
令和六年七月三日県営土地改良事業（県営ほ場整備事業和爾地区）の換地処分をした。

令和六年八月六日

奈良県知事 山下 真